

緊急雇用創出事業基金事業（重点分野雇用創出事業）

「花のあるまちづくり事業」業務委託仕様書

第1 事業の目的

主要駅周辺や道路、多くの方が訪れる公園や観光施設等にプランターを設置することにより花に触れ合う場を創出し、愛知の花のまちづくりの推進を図る機会とする。

なお、この事業は、「緊急雇用創出事業基金事業」として実施するもので、短期的な雇用・就業機会の創出を図ることを目指すものである。

第2 業務内容

受託者は、西三河地域の公共施設等（以下の（3）ア）に花苗を植栽したプランターを設置するものとする。また、別途、愛知県が指示する期日にプランターを撤去し、愛知県が指定する場所（以下の（3）イ）に輸送等すること。

（1）プランター用花苗について

ア プランター数 1,000 基

イ プランターに植栽する花の種類は、（2）の履行予定日に開花する種類とする。

ウ プランターに植栽する花苗は、受託者が生産した苗を使用すること。

（2）履行予定日

プランターの設置 300 基 平成 25 年 10 月 10 日（木）頃

700 基 平成 25 年 10 月 30 日（水）頃

（3）納入場所

ア 西三河地域の市役所、町役場や主要駅などの公共施設

イ 愛知県が指定する場所

県内の学校、公共施設等

（4）留意事項

ア プランターに植栽する花苗は、受託者が生産した苗を使用すること。

イ プランター設置時に花苗が開花していること。

ウ プランターの仕様や花苗の種類等は、設置する当該地域の特色（気候風土、地域文化等）が効果的に現れているものとする。

エ 打ち合わせ等は必要に応じて行うこととし、協議・確認事項については、受託者がとりまとめ、委託者の承認を得てから、両者が一通ずつ保管すること。

オ 第4の雇用活用にとまなう事業実施の要件を満たすこと。

第3 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに完了報告書及び雇用・就業の実績報告書を作成し、報告書1部及びその電子ファイル一式（図表、数表、写真を含めた報告書のデータをCD-ROM等の記憶媒体に収録したもの）と併せて契約期間内に提出すること。

報告書は日本工業規格A4判で、単色刷、簡易製本とする。

ただし、写真については極力、カラー印刷とすること。

様式は任意とするが、以下の内容を記載すること。

（1）作業日程表（作業日程を一覧にしたもの）

（2）配送実績表（日別・種類別・配置または回収場所別の個数を一覧にしたもの）

（3）その他事業の目的に関する事項

（提出先） 愛知県農林水産部園芸農産課花きグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

第4 雇用活用にとまなう事業実施の要件

本事業は国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」に規定する要件を遵守するほか、以下の内容を遵守すること。

- (1) 本委託業務においては、必ず失業者を新たに雇用しなければならない。
- (2) 事業費に占める新たに雇用する失業者（以下「新規雇用失業者」）の人件費割合が55.5%以上であること。
- (3) 受託者は、新規雇用失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により通知するなど、労働諸法を遵守すること。
- (4) 新規雇用失業者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。
- (5) 新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とする。ただし、新規雇用失業者の雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。
- (6) 新規雇用失業者1人あたりの勤務予定日数及び勤務予定時間数
 - a 勤務予定日数は少なくとも月平均15日以上とすること。
 - b 勤務予定時間数は少なくとも日平均6時間以上とすること。
 - c 雇用期間を2か月以上とする場合は、勤務する月が連続していること。
- (7) 労働者を新規雇用する際に、応募者本人に次の事項の確認を行うものであること。
 - a 新規雇用失業者が失業状態であること。
 - b 新規雇用失業者（東日本大震災等により被災した失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）を除く。）が、県内及び他の都道府県において実施される雇用創出事業（国の緊急雇用創出事業実施要領に規定する基金事業であって、起業支援型地域雇用創造事業を除く。）により雇用された期間と通算して1年以内となること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、履歴書、職務履歴書、離職票、廃業届などの提示を求めること等によること。
- (8) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (9) 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。なお、50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。
- (10) 委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給はできないものとする。
- (11) 新規雇用する失業者については、極力、県内の失業者とすること。また、新規雇用者は3人以上とすること。
- (12) 委託事業の再委託は原則として不可とするが、事業の遂行上、県が必要と認める場合は可能であること。
- (13) 契約時に雇用予定者数、募集方法等について報告すること。また、事業完了時に雇用等に関する実績について報告すること。
- (14) 委託事業の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して整備するとともに、委託者からの求めに応じて、労働関係帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等の閲覧等）の閲覧、写しの提出等の義務を負うこと。
- (15) なお、本基金事業は平成32年まで会計検査院の検査対象事業となることから、受託者は事業終了後も上記の関係書類を保管する義務を負うこと。

第5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額
5,360,000円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。
ただし、規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日から平成25年11月29日までとする。
- (5) 委託費の対象経費 ※詳細については、別紙の経費支出基準を参照。
ア 人件費（委託先事業所の既存の従業者及び新規雇用者に支払われる給与や賃金、通勤手当、法定福利厚生費（雇用保険料、労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料）の事業主負担分、消費税及び地方消費税等）
イ 物件費（諸資材費、肥料農薬費、水道光熱費、交通費、消耗品費、運搬・撤去・処理費、管理費（生育管理費用等）、消費税及び地方消費税等）
- (6) 委託費の支払条件
原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。

第6 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、愛知県と協議し、愛知県の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(別紙)

経費支出基準

1 人件費

- (1) 委託先事業所の既存の従業者、新規雇用者に支払われる人件費
(事業者の諸規定に基づき支払うものとする。)
- (2) 対象経費
 - ア 給与等
本事業に従事する委託先事業所の既存の従業者及び新規雇用者に支払われる給与や賃金
 - イ 通勤手当
本事業に従事する既存の従業者及び新規雇用者に支払われる通勤手当
 - ウ 法定福利厚生費
本事業に従事する既存の従業者、新規雇用者の法定福利厚生費（雇用保険料、労災保険料、健康保険料、厚生年金料、介護保険料）の事業主負担分
 - エ その他
本事業の実施に必要な人件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
 - オ 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税

2 物件費

- (1) 本事業の実施に必要な物件費。但し、事業を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満であること。なお、50 万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。
- (2) 対象経費
 - ア 諸資材費
事業の実施に必要な諸資材費（プランター、用土、鉢、種子等）
 - イ 肥料農薬費
事業の実施に必要な肥料農薬費
 - ウ 水道光熱費
事業の実施に必要な水道光熱費
 - エ 交通費
事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
 - オ 消耗品費
事業の実施に必要な消耗品費（作業道具、作業衣等）
 - カ 運搬・撤去・処理費
プランター等の運搬・撤去等にかかる経費
 - キ 管理費
花苗の育成・管理にかかる経費
 - ク その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
 - キ 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税